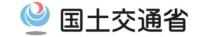
## 品確法改正を受けた官庁営繕事業に係る設計業務等の取組



公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の改正(令和元年6月14日)を受けた、官庁営繕事業 に係る設計業務等の取組は以下のとおり。【ポイント:主な項目に対する取組を整理。赤字が改正後の取組。】

まな項目	3.1改定)
・履行の実態等を的確に反映した積算を行う	3.1改定)
<ul> <li>・最新の業務履行の実態等を踏まえて積算基準を見直す</li> <li>○「低入札価格調査基準」設定(H19.4~)</li> <li>③履行時期の平準化</li> <li>④適正な履行期間の設定</li> <li>・計画的な発注、繰越明許費や債務負担行為の活用により、実施の時期の平準化を図る</li> <li>・労働条件が適正に確保されるよう、適正な履行期間を設定する</li> <li>・労働条件が適正に確保されるよう、適正な履行期間を設定する</li> <li>・万成(R2.10)</li> <li>○「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイド・成(R2.10)</li> <li>・適正な履行期間の設定でで行期間の設定でする</li> <li>・でを行けますのでは、では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の</li></ul>	
<ul> <li>・計画的な発注、繰越明許費や債務負担行為の活用により、実施の時期の平準化を図る</li> <li>・労働条件が適正に確保されるよう、適正な履行期間を設定する</li> <li>・労働条件が適正に確保されるよう、適正な履行期間を設定する</li> <li>・透びな入札契約方式の選択と技術的能力の審査</li> <li>・技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務等においてはプロポーザル方式により技術提案を求めるおいてはプロポーザル方式により技術提案を求めるもおいてはプロポーザル方式により技術提案を求める・若手技術者の登用等も考慮する</li> <li>○「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドが成(R2.10)</li> <li>・適正な履行期間の設定・適けな数は、(R2.10)</li> <li>・適正な履行期間の設定・適にでは、(R2.10)</li> <li>・適正な履行期間の設定・適にでは、(R2.10)</li> <li>・適正な履行期間の設定・適にでは、(R2.10)</li> <li>・適正な履行期間の設定・適にでは、(R2.10)</li> <li>・適正な履行期間の設定・適にでは、(R2.10)</li> <li>・適正な履行時期の平準化と適切ななが、(R2.10)</li> <li>・方式の新築設計業務等におけるプロポーザル方式の採用(H6.12)</li> <li>・方式の運用ガイドライン」(H27.11版、R5.3改定)の「建築設計業務委託の進め方」作成(H30.5)</li> </ul>	ライン」作 )
<ul> <li>④適正な履行期間の設定         <ul> <li>労働条件が適正に確保されるよう、適正な履行期間を設定する</li> </ul> </li> <li>⑤適切な入札契約方式の選択と技術的能力の審査         <ul> <li>技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務等においてはプロポーザル方式により技術提案を求めるおいてはプロポーザル方式により技術提案を求める・若手技術者の登用等も考慮する</li> </ul> </li> <li>○原則全ての新築設計業務におけるプロポーザル方式の採用(H6つ)では設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合方式の運用ガイドライン」(H27.11版、R5.3改定)の「建築設計業務委託の進め方」作成(H30.5)</li> </ul>	ライン」作 ì
⑤適切な入札契約方式の 選択と技術的能力の審査 ・技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務等においてはプロポーザル方式及び総合おいてはプロポーザル方式により技術提案を求める・若手技術者の登用等も考慮する	<b>坐 2</b> 女 <b>2</b> 父 : 十
・技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務等に の「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合 おいてはプロポーザル方式により技術提案を求める 方式の運用ガイドライン」(H27.11版、R5.3改定) ・若手技術者の登用等も考慮する の「建築設計業務委託の進め方」作成(H30.5)	未務宪注 」
業 <b>⑥条件明示と適切な変更</b> ・適切に設計条件を明示する  ○「官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式」制定  ※ 第一部は、よるようには、記載しばまる本来である。	(H27.3)
務 履 で必要と認められるときは、設計仕様書の変更及びこれに 作い必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う ではい必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う	
段階	
<ul> <li>⑧情報通信技術(ICT)を 活用した生産性向上</li> <li>・BIM/CIMや三次元データを積極的に活用するとともに、 情報共有システム等の活用の推進に努める</li> <li>○全ての新営設計業務及び新営工事にEIR(発注者情報要件)を原 BIMデータを活用した積算業務を試行(R5.4~) 〇「官庁営繕事業におけるBIM活用ガイドライン」の改定、 「官庁営繕事業におけるBIM活用実施要領」の新規制定(R5.3)</li> </ul>	<b>測適用、</b>
発 <b>⑨業務実績及び成績評定</b> 注	発注者間
の <b>⑩発注者の支援</b> ・発注関係事務を適切に実施することができる者の選定を 〇「発注者支援業務事例集」作成(H19.5、最終更新H30.5) 技援するとともに、その者の育成・活用の促進に努める 〇「発注者支援業務等業務委託様式事例集」作成(R1.6)	

※「知的財産推進計画2020」(R2.5.27知的財産戦略本部決定)において、「『公共工事の品質確保の促進に関する法律』等を踏まえ、<u>建築設計業務など品質を適切に 評価することが必要な業務については、質的な評価により設計者を選定することを徹底する</u>。そのうえで、発注者の取組状況などを踏まえ、必要に応じ、品質を評価すべ き知的・創造的業務の明確化など会計法、地方自治法などに基づく公共調達制度や運用の見直しを検討する。」と記載されている。

(参考)「学校施設の設計における創意工夫を図るためのプロポーザル方式等の適切な運用について」(R3.8.30総務省、文部科学省、国土交通省)において、「新築や大規模改修など技術的に高度又は専門的な 技術が要求される業務においては、積極的にプロポーザル方式等の導入を検討されたい。」と記載されている。